

公益法人改革への対応（報告）

移行法人の形態の選択について

平成21年12月4日

J F M A 公益法人改革対応特別委員会

1 公益法人制度改革の概要

公益法人制度改革関係三法が平成 18 年 6 月 2 日公布、平成 20 年 12 月 1 日施行

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
法人の設立、組織、運営及び管理の規定
- ・ 公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律
公益認定の基準及び認定の手続き
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
既存の公益法人の新制度移行の手続き

制度の改正のポイント

- ・ 主務官庁による設立許可主義を廃止、法人の設立と公益性の判断を分離、従来の公益法人を登記のみで設立可能な一般社団（財団）法人と公益認定委員会で公益性が認定された公益社団（財団）法人の二つに区分
- ・ これまで公益法人の設立や運営については、平成 8 年の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基づき行われてきたものを法律上明確化、法人の設立の手続き及び理事会、総会等の最低限必要な機関の設置やガバナンスに関する事項等を法律に規定

現行の公益法人の新法による法人への移行手続き

公益法人改革関係三法の施行の日である平成 20 年 12 月 1 日から 5 年以内に、内閣総理大臣又は都道府県知事あてに公益社団（財団）法人、又は一般社団（財団）法人へ移行の申請が必要
平成 25 年 11 月 30 日まで

新法におけるガバナンスの強化

- ・ 代表理事及び業務執行理事の選任、両者には毎事業年度 2 回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告
- ・ これまで公益法人の代表権は各理事が等しく負うこととなっていたが、新法では代表理事以外の理事には代表権がない
- ・ 理事及び監事はその任務を怠ったときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う
- ・ 理事会においては、代理人並びに書面による議決権の行使は認められない

2 公益社団法人と一般社団法人の基本的な違い及び公益認定の基準

公益社団法人のメリットは一言でいうと、公益性が認められた団体としてのいわゆるブランド性を有していることである。一方、一般社団法人は基本的に行政庁による監督がなく自主的な運営が可能であることがメリットである。

なお、税制の面では実質的にはあまり変わらないと思われるが、寄附については公益社団法人に優遇措置がある。

公益社団法人と一般社団法人の基本的な違いは次表のとおり。

事項	公益社団法人	一般社団法人
法人の基本的な性格	会員や業界だけでなく、不特定多数の人たちの利益に寄与すること、即ち、公益活動を目的とする団体 「公益性が認められた社団法人」	会員や業界の利益に寄与すること、即ち、共益活動を目的とする団体 「会員や業界のための社団法人」
設立の手続き	内閣総理大臣による認定 (公益認定委員会の答申による)	登記のみで設立 ただし、既存公益法人からの移行については内閣総理大臣の認可が必要
認定・認可の基準	公益目的事業比率等の公益認定基準を満たすこと	事業の公益性の有無問わないただし、既存公益法人からの移行については公益目的支出計画の作成と実施
実施できる事業	適法であれば制限なし ただし、公益目的事業の比率が50%以上で実施する必要あり	適法であれば制限なし
認定・認可後の遵守事項	公益認定基準への適合、理事等の報酬等の支給基準の公表、財産目録等の備置き等	公益目的支出計画の実施
行政庁の監督	公益認定委員会による報告徴収や内閣府による命令、認定の取消し等	行政庁による監督なし ただし、公益目的支出計画の実施中は内閣府に対する毎年度の報告義務あり
税	法人税について収益事業のみ課税 寄附について所得控除又は損金算入の優遇措置	原則的には普通法人と同様の課税、ただし、非営利の法人は収益事業のみに課税

公益目的事業と認定される要件

- ・ 事業内容が認定法に規定される 23 項目の事業に該当し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの（参考資料 3 参照）
- ・ J F M A の場合は「17、国土の利用、整備又は保全を目的とする事業」、及び「20、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びに活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業」等に該当

公益認定の主な基準

- 公益目的事業比率が 50% 以上であること
- 経理的基礎があること
- 技術的能力があること
- 公益目的事業が収支相償となっていること
- 遊休財産額が 1 年分の公益目的事業費相当額を超えていないこと

3 J F M Aにおけるこれまでの検討状況及び検討の視点

これまでの取り組み

1. 平成 21 年 3 月 6 日の企画運営委員会において公益法人制度改正の内容説明と協議
2. 平成 21 年 5 月 15 日の企画運営委員会で「公益法人改革対応特別委員会」の設置決定
3. 平成 21 年 6 月 12 日に同上の委員会（委員長 米川清水、委員 川島謙治、成田一郎、土屋博、井上貞男、池田芳樹）を設置・検討開始
4. 平成 21 年 10 月 正会員を対象に「J F M Aのミッション及び将来ビジョン等に関するアンケート」を実施
5. 平成 21 年 11 月 5 回にわたる公益法人改革対応特別委員会での検討を経て、同委員会としての移行法人の形態の選択に関する方針案を決定
6. 平成 21 年 12 月 上記について企画運営委員会に報告・審議

公益法人改革対応特別委員会の検討の視点

移行形態が公益社団法人か一般社団法人かの選択については、J F M Aのミッションや課題並びに将来ビジョンを踏まえ検討することとし、平成 21 年 10 月に J F M Aの正会員を対象にアンケート調査を実施した。

4 J F M Aのミッション及び将来ビジョン等に関するアンケート結果

定款上の位置付け

目的	F Mの普及定着を推進することにより、快適かつ機能的な生活・執務環境の効果的な形成を図り、もって良好な社会資本の整備及び我が国経済の健全な発展に寄与すること
実施する事業	F Mに関する次の事業 ・人材育成 ・調査研究 ・普及啓発 ・情報の収集提供 ・内外関係機関等との交流及び協力 ・その他目的を達成するために必要な事業

J F M Aの活動の今後のあり様 異業種によるコラボレーションの場

J F M Aは、企業の法人会員やファシリティマネジャーを含む個人会員及び公的機関関係の会員と多様な会員構成となっており、また、サプライヤー側とユーザー側の両者を会員としていることから、J F M Aは多様な人材による知的交流の場として機能しており、今後とも、異業種のコラボレーションによる大きな創造的成果を果たしていくことが求められている。

「JFMAの課題と活動概念図」



アンケート結果

調査の実施日：平成 21 年 10 月 5 日～23 日

調査対象：JFMA 正会員 202 名

回収数：53 回収率：26.2%

JFMAの今後の事業と課題についての重要度についての結果

JFMAの主な5事業と新しい事業の可能性について、5段階で評価。

主な事業の分類	従来の活動に加え、さらに今後展開を図る必要のある課題 (H21事業計画より)	53会員 平均
(1)FMに関する 人材育成	ファシリティマネジャーの 社会的認知の拡大	4.5
	ファシリティマネジャー 有資格者数の増大	3.6
	ファシリティマネジャー有資格者の 社会的権限と責任の明確化 (cf. 一級建築士)	4.1
(2)FMに関する 調査研究	新しい知見・技術 を取り込んだ調査・研究とその実際への適用展開	4.3
	海外の最新技術や事例 の調査・研究とその実際への適用展開	3.7
(3)FMに関する 普及啓発	経営層 へのFMの重要度と活用のアピール	4.5
	公共関係者 へのFMの重要度と活用のアピール	4.3
	教育・研究機関、医療・福祉機関等他分野 へのFMの重要度と活用のアピール	4.0
(4)FMに関する 情報の収集提供	蓄積された知見の 情報共有化 と利用できる仕組の構築	4.2
	会員に関わらず広く一般に向けた 最新情報の迅速かつタイムリーな発信	3.6
(5)FMに関する 国内 外関係機関等との 交流及び協力	海外との最新技術や事例等に関する 技術交流や情報交換 等	3.3
(6)新しい事業等の 活動	()	*注 4.2

*注 全回答53通のうち、30通は無回答。23通が回答しその平均。

自由意見の主な内容（延べ 77 件の意見の集約）

a．ファシリティマネジャーの社会的認知拡大と能力向上

建築士のように社会的権限を明確にし、社会的認知の向上、専門性の向上が必要。

b．新しい知見・技術を取り込んだ調査・研究とその実際への適用展開

建築学会のように学術面で世の中をリードする活動をすすめ、最新の事例や技術を FM に反映。

c．経営層、公共、教育、医療分野への FM の重要度と活用のアピール

企業だけでなく、公共や大学・病院等においても、経営には FM が重要であること、FM を活用することのメリットを明示してアピール。

5 公益社団法人又は一般社団法人の選択

FM の普及と啓発をめざし、常に最新の社会・経営動向を踏まえた FM の体系化と、それを基に広く一般から受験者を募り実施するファシリティマネジャー資格制度は、J F M A 事業の根幹を成す公益的な事業である。

既に約 7,000 人に達するファシリティマネジャーの登録者の社会的認知度の拡大や活用を推進していくことは、まさに J F M A の使命である。

また、公益機関として FM の研究活動をもとに世の中に広く提言を行うことにより、企業の経営層はもとより、地方公共団体等の公的機関や教育・医療・福祉等の分野での FM の重要性のアピールと実践を推進していくことは、J F M A の今後の継続した重要課題である。

さらに、これらに加え、J F M A が組織としてまだまだ充実発展を図るべき段階にあること並びに J F M A の課題についての前述のアンケート結果や公益社団法人と一般社団法人の違い等を総合的に判断し、J F M A は、社会的に公益性が認められ、信用力やブランド力がある公益社団法人へ移行することが適切であるとの結論に達した。

6 今後の取り組み

J F M A の現役員の任期である平成 23 年 6 月までに、内閣総理大臣による新法人への移行の認定を得ることを目標にして、今後、次のとおり取り組むことにする。

平成 21 年 12 月 4 日開催予定の J F M A 企画運営委員会で了承が得られれば、本報告書を J F M A のホームページに公開して広く会員の意見を聞き、来年 3 月の企画運営委員会で新法人への移行形態についての方針を決定することとする。

公益法人改革対応特別委員会においては、引き続き、定款の変更など新法人移行に必要な事項について準備を進める。

最終的には、来年 6 月の通常理事会及び通常総会において、定款変更等を含む新法人移行関連の議案を諮れるよう取り組むこととしたい。

参考資料

資料1 既存公益法人の数 (平成17年度末)

国所管	6,841	内訳	社団	3,710	財団	3,131
都道府県	18,422	内訳	社団	8,967	財団	9,455

資料2 既存公益法人の移行申請等の状況

・平成21年8月末日現在の移行申請状況

内閣府のみ	139件	内訳	公益社団・財団	105件	一般社団・財団	34件
全体	236件	内訳	公益社団・財団	185件	一般社団・財団	51件

・平成21年10月末日現在の移行認定・認可の答申の状況

内閣府のみ	30件	内訳	公益社団・財団	23件	一般社団・財団	7件
全体	72件	内訳	公益社団・財団	58件	一般社団・財団	14件

資料3 公益目的事業

公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する下記の各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

- 1、学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2、文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3、障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害、若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4、高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5、勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6、公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7、児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 8、勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9、教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 10、犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 11、事故又は災害の防止を目的とする事業
- 12、人種性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 13、思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 14、男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 15、国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 16、地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 17、国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 18、国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 19、地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 20、公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 21、国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 22、一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 23、前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの